

国立成育医療センター 研究活動不正行為防止規程

平成19年6月4日施行

(目的)

第1条 この規程は、「科学者の行動規範」に基づき適正な研究活動を行うため、国立成育医療センター(以下「センター」という。)に所属する研究者に研究活動における不正行為を未然に防止するとともに、万一、センターにおいてそうした問題が発生した場合に迅速かつ適正に対処することを目的として、研究活動規範委員会の設置及び委員会の責務たる不正行為の未然防止策、不正行為の疑いが発覚した際の措置等を定めることを目的とする。

(研究活動における不正行為)

第2条 研究活動における不正行為とは、研究成果の作成及び報告の過程における捏造、改ざん及び盗用等の次の行為をいう。

- (1) 捏造: 実際には存在しないデータや実験結果を作り上げ、それらを記録又は報告すること。
- (2) 改ざん: 研究試料・機材・過程に細工を加えたり、データや研究結果を変えたり省略することにより、研究を正しく行わないこと。
- (3) 盗用: 他人の考え、作業内容や文章を適切な了承や引用なしに流用すること。
- (4) 不正経理: 研究費の不適切(目的外使用、違法な蓄財等)な使用を行うこと。
- (5) 倫理委員会、治験審査委員会又は利益相反委員会に虚偽の報告をすること。

2 前項の行為の証拠隠滅並びに立証妨害(追試又は再現を行うために不可欠な実験記録等の資料の隠蔽、廃棄及び未整備を含む)も不正行為とみなす。

ただし、科学的に適切な方法により正当に得られた研究成果が結果的に間違いであった場合や意見の相違は、不正行為には該当しない。また、故意によるものでないことが根拠をもって明らかにされた場合も不正行為にはあたらない。

(研究活動規範委員会の設置)

第3条 センター内の研究者による研究活動における不正行為(以下「不正行為」という。)に対処するため、研究活動規範委員会(以下「規範委員会」という。)を設置する。

- 2 規範委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員の構成は、次のとおりとする。
 - (1) 運営局長 (委員長)
 - (2) 運営局次長 (副委員長)
 - (3) 院長
 - (4) 研究所長
 - (5) 科学研究における行動規範について専門的知識を有する外部委員 1名
 - (6) 法律の専門知識を有する外部委員 1名
- 4 委員の選任及び罷免は、各部局における議に基づき総長が行う。
- 5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 6 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第4条 規範委員会の委員及び不正行為相談窓口責任者並びに担当者は、本規則に基づく調査及び審理により知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(不正行為の予防)

第5条 不正行為の予防措置として規範委員会は、次に定める研究者の行動基準を周知徹底する。

- (1) 不正行為を行わないこと。
- (2) 不正行為に加担しないこと。

(3)不正行為を助長しないこと。

- 2 行動基準は、センター内の研究業務に従事する全ての者を対象とする。
- 3 規範委員会は、不正行為の防止のため具体的な方策を順次提言する。

(不正行為相談窓口の設置)

第6条 規範委員会は、不正行為に関する申し立てや情報提供及びこの規則にかかわる相談、照会等に対応するための窓口を、政策医療企画課に設置する。

- 2 窓口の責任者は、政策医療企画課長とする。
- 3 研究不正の疑いが存在すると思料するものは、何人も、申し立て書により、不正行為相談窓口
に告発を行うことができる。

(告発等の取り扱い)

第7条 告発は、受付窓口に対して、原則顕名において行い、不正行為を行ったとする研究者及び
研究グループ、不正行為の態様、事案の内容を明示し、かつ不正とする合理的根拠を示してい
る事案のみを受け付ける

- 2 1にかかわらず、匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に
準じた取扱いをすることができる。
- 3 報道や学会等の研究者コミュニティにより不正行為の疑いが指摘された場合、顕名の告発に準
じて取り扱う。
- 4 不正行為が行われようとしている、あるいは不正行為を求められている、という告発・相談を受け
た規範委員会は、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行う。

(告発者・被告発者の取り扱い)

第8条 規範委員会は、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、

告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩してはならない。

- 2 悪意による告発防止のため、調査の結果、悪意に基づく告発が判明した場合、告発者の氏名の公表や懲戒処分があり得る。
- 3 センター並びに各部局は、単に告発したことや告発されたことのみを理由に告発者及び被告発者に対し、解雇や懲戒処分、全面的な研究活動の禁止等を行ってはならない。

(告発等に関わる事案の調査)

第9条 告発があった場合、規範委員会は申し立てを受付けた後、30日以内に告発内容の合理性などについて予備的調査を実施し、本調査を行うべきか否かの判断を行う。本調査を行う必要がないと判断した場合、その旨を理由とともに告発者及び被告発者に通知する。

- 2 規範委員会の委員が、事案の直接の利害関係者に相当する場合、当該事案の調査・審査・裁定に加わることができない。各部局から選出された委員がいずれも当該事案の利害関係者である場合は、所属部局の議に基づき代理の委員を総長が選任する。
- 3 規範委員会は、予備調査の結果に基づき不正行為が存在すると思料する場合には、その事案ごとに本調査を行う権限を有する調査委員会を組織することができる。
- 4 調査委員会の委員長は、被告発者の所属部局を代表する規範委員会の委員とする。
- 5 調査委員会は、委員長以外に次の構成員を含むことを原則とするが、規範委員会の判断により必要に応じて委員を増減することができる。なお、告発者又は被告発者の利害関係者は、調査委員会の委員となることができない。

(1) 被告発者の所属部局と異なる部局に属する規範委員会の委員 1名

(2) 当該研究分野ないしは類似分野の研究に携わっている部長2名

(3) 当該研究分野の研究者でありセンターに所属しない外部委員2名

- 6 規範委員会が調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すこととする。

- 7 告発者及び被告発者は、規範委員会から調査委員会の委員が示されてから1週間以内に、委員の人選について異議申し立てをすることができる。規範委員会は、異議申し立てが妥当であると判断される場合には、当該の委員を交代することができる。委員の交代を行う必要がないと判断した場合には、理由とともに申し立て者に通知する。
- 8 調査委員会による本調査にあたっては、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
 - (1)関係者からの事実聴取
 - (2)関係資料等の調査と証拠資料の保全
 - (3)その他合理的に調査に必要な事項
- 9 関係者は、調査委員会の調査にあたっては、誠実に協力しなければならない。
- 10 関係者は、調査委員会から資料の提出を求められた場合には、これに応じなければならない。
- 11 関係資料の調査にあたっては、他の方法により適切な資料の入手が困難な場合又は関係資料の証拠隠滅が行われると考える合理的な理由がある場合、調査に関連する場所の一時閉鎖や関係資料の保全、研究費使用の一時停止等の措置を行うことができる。
- 12 調査委員会が保全措置を行う場合には、必要最低限の範囲・期間にとどめるとともに、規範委員会を通じて、総長と各部局の長に報告しなければならない。

(審理及び裁定)

第10条 調査委員会は、本調査の開始後150日以内に、調査内容をまとめ不正行為の有無及び程度について審理の上、裁定し、規範委員会に報告する。

- 2 裁定を行うにあたっては、被告発者に書面あるいは口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 3 被告発者は、弁明によって不正行為の疑惑を晴らそうとする場合、自らの責任において研究の正当性を、科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 4 被告発者が、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来示すべき基本

的な資料の不足により証拠を示せない場合には、不正行為が存在したとみなされる。ただし、その責によらない事由により上記の資料を示せないなど、不存在に合理的な理由があると調査委員会が認めた場合を除く。

5 調査委員会が、不正行為が存在すると裁定するにいたった場合、規範委員会は次の各号に掲げる措置をとることができる。

- (1)懲戒事由等に該当する可能性のある場合、総長及び部局の長へ報告すること。
- (2)研究活動の停止措置等に相当する不正行為が存在した場合、総長又は部局の長へ勧告すること。
- (3)研究費の使用停止・返還措置等に相当する不正行為が存在した場合、総長又は部局の長へ勧告すること。
- (4)定期的な報告の義務付け等、規範委員会による継続的な指導を行うこと。
- (5)研究資金提供機関、関連論文掲載機関、関連教育研究機関等への通知及びこれらの機関との協議を行うこと。
- (6)その他不正行為の排除のために必要な措置をとること。

6 裁定の概要は、個人情報又は知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある部分を除き、原則として公表する。公表事項について被告発者の意見がある場合には、その意見も合わせて公表するものとする。

7 規範委員会は、不正行為が存在しなかったことが確認された場合、被告発者の研究活動の正常化及び名誉回復のために、十分な措置を取らなければならない。

(不服申し立て)

第11条 不正行為を行ったと認定された被告発者及び告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、当該の認定が示されてから14日以内に不服申し立てができる。不服申し立ての審査は規範委員会が行う。

(庶務)

第12条 規範委員会の庶務は、政策医療企画課において処理する。

附 則

この規程は、平成19年6月4日から施行する。

平成20年10月6 日改正

平成21年11月1日改正